

令和5年7月18日

能代市住宅リフォーム支援事業（災害復旧）の運用について

- 住宅リフォーム支援事業において、下記条件に適合する場合、これまでの利用実績に関わらず、改めて本制度を利用可能とする。

【対象条件】

1. 令和5年7月の大雨による被害
2. 罹災証明が交付された住戸（車庫、倉庫含む）等
※住戸の罹災証明が交付された場合、付属する車庫、倉庫も対象
3. その他条件は、住宅リフォーム支援事業に準ずる

■参考

- ・本制度について、令和2年度に『これまでの利用実績に関わらず、改めて本制度を利用可能とする。』としている。

■秋田県の対応について

- ・秋田県のリフォーム支援事業は、子育て世帯、移住・定住、断熱・省エネ改修に限定しているため、通常、災害復旧は対象とならない。そのため、災害時限定で災害復旧のリフォームを実施している。

【対象条件】

対象地域：県内全域

対象被害：半壊又は床上浸水以上の住家被害
(市町村が交付する罹災証明による)

受付期間：令和5年7月18日～12月27日

対象工事：①大雨に起因する被害箇所の原形復旧を目的とする工事
※経年劣化、災害復旧に直接関係しない工事は対象外
②県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの
③補助対象工事が50万円以上

補助額：補助対象工事費の10%、最大8万円